

一般事業主行動計画の公表について

千代田三菱電機機器販売株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策推進法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、2005年4月1日から集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

2020年4月1日
千代田三菱電機機器販売株式会社

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、短時間勤務制度、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>2020年4月～

- ①制度内容等について社内ポータルサイト等により社員に周知する。
- ②社員または配偶者が出産したタイミングで、個別に制度の説明を実施する。

目標2：計画期間内に全社の年次有給休暇取得率70%以上とする。

<対策>2020年4月～

- ①年次有給休暇の取得状況を半期に一度、部門長に展開し取得促進を図る。
- ②計画休暇の取得促進とフォローを徹底する。

目標3：所定外労働時間削減の推進。

<対策>2020年4月～

- ①ノー残業デーの周知徹底
- ②新任管理職に対して、部下の労働時間管理についての教育を行い、管理職の意識向上を図る。